

**「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明申請書」の提出について**

- ・申請書は、2部（正本・副本）提出してください。
- ・申請者（買取申出人）は、土地の所有者となります。
- ・公的な書類は、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
- ・申請書の提出時に、証明書1通につき手数料300円が必要となります。

**提出書類一覧**

No.	書 類	備 考	正本	副本
<b>●必ず必要な書類</b>				
1	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明申請書	※相続登記未了の場合は相続人の実印を押印	1部	1部
2	買取り申出地の登記事項全部証明書	法務局で交付	1部	×
3	買取り申出地の公図(買取り申出地を着色)	法務局で交付	1部	×
4	位置図[1/1500程度](買取り申出地を着色)	任意の地図	1部	×
5	生産緑地証明書	市役所 都市計画課で交付	1部	×
<b>●場合によって必要な書類</b>				
6	申請者の現住所と上記2の登記上の住所が異なる場合 関連が確認できる書類（住居表示変更証明・住民票・戸籍附表等）		1部	×
7	買取り申出事由が主たる従事者の死亡で、その日付が上記2などの書類で確認できない場合 死亡年月日が確認できる書類（住民票・除籍等）		1部	×
8	相続関係を 確認できる 書類	① 相続関係図☆ ② 遺産分割協議書(写) ③ 相続人全員の戸籍謄本☆☆ ④ 相続人全員の印鑑証明 ⑤ 被相続人の除籍謄本・原戸籍謄本☆☆ ⑥ 相続人の住民票  ☆印分は、法務局発行の「法定相続情報一覧図の写し」に代えることができます。 ※印分は、受付時に写しの提出とあわせて原本の提示があれば、原本は確認後に返却します。  注) 遺産分割協議を終えていない場合は、相続人全員の連名(実印押印)で申請することも可能です。その場合、②遺産分割協議書(写)は不要ですが、⑥の住民票は相続人全員分が必要となります	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">             左の①～⑥              各1部を              正本に添付           </div>	
※ その他、適用内容により、上記に記載のない書類が必要になる場合があります。				

- ・証明申請書は、毎月10日が当月分の受付期限となっています。  
(10日が土曜・日曜・閉庁日の場合は、その前の開庁日で当月の受付を終了します。)
- ・受付期限までの受付分については、当月下旬の農業委員会開催日の翌開庁日以降に、証明書を交付（副本に公印を押印したものを証明書としてお渡し）します。
- ・申請者による証明書の受領時には、本人確認書類（免許証等）が必要です。  
代理人が受領する場合は、申請者が押印した委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

問い合わせ先 伊丹市農業委員会事務局 Tel 072-784-8094 Fax 072-780-3532